

理事・監事及び評議員の報酬等に
関する規程

社会福祉法人タピック

社会福祉法人タピック
理事・監事及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人タピック（以下「法人」という。）の定款第9条評議員の報酬等及び第23条役員の報酬等の規定に基づき、理事・監事並びに評議員の報酬等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 理事が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1に基づきそれぞれの報酬を支払うことができるものとする。ただし、社会福祉関係の行政職員及び法人の職員には支給しない。

- 2 交通費は、実費を支給することができるものとする。
- 3 前項の報酬については、本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。
- 4 報酬は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(監事の報酬)

第4条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができるものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会に出席した日以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができるものとする。
- 3 交通費は、実費を支給できるものとする。

(役員の勤務報酬)

第5条 理事が理事会及び評議員会に出席した以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができるものとする。

- 2 交通費は、実費を支給することができるものとする。
- 3 報酬及び交通費については、本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。
- 4 報酬は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(理事長及び業務執行理事の報酬)

第6条 理事長及び業務執行理事の報酬月額は、別表4に基づき報酬を支払うことができるものとする。

- 2 交通費は、実費を支給することができるものとする。
- 3 報酬及び交通費については、本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。
- 4 報酬は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関する必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

平成31年3月13日改定

令和元年6月28日より改定施行する。

令和元年11月11日より改定施行する。

別表1 (日額)

名 称	報 酬
理事会出席報酬	10,000円
評議員会出席報酬	10,000円

別表2 (日額)

名 称	報 酬
監事監査指導報酬	10,000円

別表3 (日額)

名 称	報 酬
理事業務報酬	10,000円

別表4 (月額)

名 称	報 酬
理事長報酬	100,000円
業務執行理事報酬	200,000円